

**令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会
第2回 特定(産業別)最低賃金 検討小委員会 議事要旨**

1 日 時 令和6年8月19日(月) 午後3時00分～午後4時20分

2 場 所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正の必要性の有無について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 労使双方が持ち帰り検討した結果を踏まえ、改めて4業種について、改正の必要性について審議した。
- (2) 労働者側委員からは、第1回検討小委員会の後に複数の自動車販売の代表者と面談し、一部の代表者から「必要性ありとして差し支えない」との回答を得たことから、自動車(新車)小売業だけでも改正の必要性有りとして専門部会の開催をお願いしたいとの意見であった。
- (3) 使用者側委員からは、4業種とも地域別最低賃金の必要性無しの方針に変わりはない。これまでも初めて埋没した年に限って必要性有りとしていたものであり、昨年度初めて埋没した自動車(新車)小売業についても昨年度限りということで必要性を認められた経緯もあることから、今年度の改正の必要性は認められないとの意見であった。
- (4) 審議を重ねた結果、労使の主張の隔たりが大きく、これ以上審議を重ねても意見の一致は見いだせない状況であることから、肉乳製品製造業、電気機械器具製造業、各種商品小売業、自動車(新車)小売業の4業種とも改正の必要性有りとの結論に達し得なかったとの結果で検討小委員会報告書案を作成することで了承された。

8月27日(火)午前10時開催の第4回審議会に報告することとされた。

以上